

## 実特法上※1 の特定取引を行う者の届出書(日本版 CRS)

平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに国内に所在する金融機関等で、実特法上の特定取引(普通預金口座開設等)を行う方は、金融機関等へ氏名・住所・居住地国等※2 を記載した届出書(新規届出書)の提出が必要となります。詳細は国税庁ホームページ「国税広報参考資料」をご参照願います。

なお、偽りの事項をご提供された場合(居住地国が外国である方に限ります)には、お客さまへ罰則が科されることとされています。

### ※1

実特法とは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(租税条約等実施特例法)のことです。

### ※2

居住地国とは、居住者として所得税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

### 【届出事項】

「私の居住地国は日本のみであり、本情報が正確であることを宣誓します。なお、居住地国その他の記載情報に変更があった場合は、3 ヶ月以内に再度届出を行うことも同意します。」

以 上